資料７

第34次地方制度調査会について

令和８年１１月１３日（金）
総務省 自治行政局 行政課

地方制度調査会について

1. 概 要

○　地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、昭和２７年１２月、総理府（現：内閣府）に設置。内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。

○　委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、３０人以内で構成。任期は２年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

2. 第３４次（今回）の諮問事項

○　令和８年１月１９日に第１回総会が開催され、総理より諮問。

【諮問事項】 人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

○　委員　（Ｒ８．４．２１現在　３０名）

【学識経験者１８名】

	荒見　玲子	名古屋大学教授
◎	市川　晃	住友林業株式会社代表取締役会長
	伊藤　正次	東京都立大学教授
	岩﨑　尚子	早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
	大橋　真由美	上智大学教授
	大屋　雄裕	慶應義塾大学教授
○	谷口　尚子	慶應義塾大学教授
	辻　琢也	一橋大学名誉教授
	土山　希美枝	法政大学教授
	林　知更	東京大学教授
	原田　大樹	京都大学教授
	牧原　出	東京大学教授
	松永　桂子	大阪公立大学教授
	御手洗　瑞子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役
	村木　美貴	千葉大学教授
	安田　充	自治体国際化協会理事長
★	山本　隆司	東京大学教授
	横田　響子	株式会社コラボラボ代表取締役

【国会議員６名】

橘　慶一郎	衆議院議員
中根　一幸	衆議院議員
宮下　一郎	衆議院議員
神谷　裕	衆議院議員
江島　潔	参議院議員
岸　真紀子	参議院議員

【地方六団体６名】

阿部　守一	長野県知事（全国知事会会長）
藏内　勇夫	福岡県議会議長（全国都道府県議会議長会会長）
松井　一實	広島市長（全国市長会会長）
丸子　善弘	山形市議会議長（全国市議会議長会会長）
棚野　孝夫	北海道白糠町長（全国町村会会長）
中本　正廣	広島県安芸太田町議会議長（全国町村議会議長会会長）

（◎：会長、○：副会長、★：専門小委員会委員長）

これまでの審議状況と今後のスケジュール

これまでの審議状況

	内容
第１回総会	○ 会長・副会長の選任、内閣総理大臣諮問文手交
第１回専門小委員会	○ 自由討議
第２回専門小委員会	○ 関係省庁（厚生労働省、国土交通省）及び有識者（髙橋滋法政大学教授）からの意見聴取
第３回専門小委員会	○ 関係省庁（消費者庁）及び地方公共団体（長野県、沖縄県、秋田県大館市、青森県中泊町）からの意見聴取
第４回専門小委員会	○ 地方公共団体（関西広域連合、熊本県、神戸市）からの意見聴取
第５回専門小委員会	○ 審議項目案の議論
第２回総会	○ 審議項目の決定
第６回専門小委員会	○ 国・都道府県・市町村間の役割分担について
第７回専門小委員会	○ 大都市地域における行政体制について
第８回専門小委員会	○ 地方公共団体（神戸市、北海道芽室町）及び関係団体（福岡地域戦略推進協議会）からの意見聴取 ○ 国・都道府県・市町村間の役割分担について
第９回専門小委員会	○ 地方公共団体（岡山県真庭市、神奈川県寒川町）からの意見聴取 ○ 大都市地域における行政体制について
第10回専門小委員会	○ 国・都道府県・市町村間の役割分担について

審議項目

※大項目の一部を抜粋

１．「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

１－１　地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組
１－２　取組の加速化
　１－２－１　AIを含めたデジタル技術の活用の方向性
　１－２－２　地方公共団体間の連携の方向性
　１－２－３　国・地方公共団体以外の主体の活用の方向性
　１－２－４　地方議会及び住民自治の在り方
１－３　各行政分野において取組を進めていくための枠組み
１－４　各地域において取組を進めていくための枠組み

２．「大都市地域における行政体制」の在り方について

２－１　大都市地域が果たすべき役割
２－２　いわゆる「特別市」の意義
２－３　「特別市」の制度化を検討する場合の論点
　２－３－１　広域事務への影響等
　２－３－２　財産・施設や議員・職員への影響等
　２－３－３　財政への影響等
　２－３－４　大都市制度以外への影響
　２－３－５　「特別市」の設置手続
２－４　住民自治等の確保

今後のスケジュール

令和9年1月頃に専門小委員会での審議をとりまとめた中間報告を行い、令和9年12月頃に最終答申を行う予定。

中間取りまとめの方向性（案）

第34次地方制度調査会
第11回専門小委員会
（令和8年11月9日）
資料5　抜粋

1.「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

急激な人口減少やAX／DXの進展など、地方公共団体の事務処理を取り巻く環境は、従来とは異なる様相を呈している。こうした中、地方分権改革により確立された「国・都道府県・市町村間の役割分担」を時代に即した形でアップデートし、市町村が自ら執行する事務の処理体制を持続可能なものとするとともに、各地域における行政課題に向き合い、創意工夫を要する事務に注力する余力を確保することを目指す必要があるのではないか。

(1)地方公共団体の事務処理を取り巻く環境の変化

○　地方公共団体の事務処理を取り巻く環境には、現在の「国・都道府県・市町村間の役割分担」が構築された2000年当時から以下のような変化がみられるのではないか。

【人口減少の影響】
- 人口減少フェーズへの突入、少子高齢化の加速度的進行に伴い、地方公共団体が直面する課題が複雑・高度化。
- 歳出削減や定員管理等の影響下で職員数は減少し、人口減少に伴う人材不足も深刻化。

【業務の変化】
- 民間委託などの外部活用が進み、業務プロセスを分割し、適切な主体に割り当てる手法が定着。
- 情報システムのネットワーク化が進み、全国単位での共同処理等も可能に。
- 取組状況の見える化が進み、行政サービスの差異が明確化。

(2)2度の分権改革により生じた国・地方関係の変化の副次的効果

○　2度の分権改革は、国と地方の関係を「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」としたが、その副次的効果として、国・地方公共団体及び都道府県・市町村の間で必要な接触をも手控えるという方向をもたらし、以下の課題が顕在化しているのではないか。

【国の各府省庁】
- 所管制度の実態を把握し、企画から実施までを見通して制度改正・運用改善に取り組む機運の後退。

【都道府県】
- 市町村に対して、かつてのような調整能力を発揮できない。

(3)「国・都道府県・市町村間の役割分担」のアップデートとそれを推進する枠組み

①「国・都道府県・市町村間の役割分担」のアップデート

○　2000年分権改革当時の環境を前提に構築された現在の役割分担は、これまで見てきた環境変化を踏まえ、「市町村優先の原則」などの基本的な考え方は維持した上で、以下によりアップデートしていくことが必要ではないか。

（ⅰ）国・地方関係の最適化

✓　2度の分権改革で構築された国・地方関係を前提とした法制度を、AX／DXの進展等も踏まえ、その事務執行が最も適切な手法・主体により行われるものとする。

（ⅱ）地域における担い手の最適化

✓　上記により構築された新たな国・地方関係の下で、地域ごとの住民サービスの提供能力や地理的状況等の実情に応じ、住民サービスの提供主体・手法の組み合わせを最適なものとする。

中間取りまとめの方向性（案）（抄）

第34次地方制度調査会
第11回専門小委員会
（令和8年11月9日）
資料5　抜粋

②「国・地方関係の最適化」の枠組み

○　国・地方の間でインタラクティブに意見交換がされ、国・地方双方の実需にアドホックに対応しつつも、一定の体系性を持った対応を可能とする「国・地方関係の最適化」の枠組みが必要ではないか。

○　実務者や有識者の参画の在り方、権威や正統性の持たせ方、期限設定の有無など、この枠組みを実効性のあるものとするための在り方について、今後議論を深めることが必要ではないか。

③「地域における担い手の最適化」の枠組み

○　域内市町村の参画の下、都道府県が主体となって、地域ごとの住民サービスの提供能力や地理的状況等の実情に応じ、住民サービスの提供主体・手法の組み合わせを最適なものとしていく「地域における担い手の最適化」の枠組みが必要ではないか。

○　地方自治法における位置付け、期限設定の有無、都道府県への支援など、この枠組みを実効性のあるものとするための在り方について、今後議論を深めることが必要ではないか。

（4）二つの枠組みで用いる具体的な手法とその方向性

①AIを含めたデジタル技術の活用

○　デジタル技術の進展により、近接性や住民情報の保有など、これまで事務処理主体の選択の前提となっていた条件に変化が生じているのではないか。

○　均質性や迅速性等が求められる場合に、国や都道府県が積極的な役割を果たすことが必要ではないか。

○　サイバーセキュリティ対策やAI活用について、国やこれに準ずる主体が基準の作成や基盤の提供などに大きな役割を果たすことが必要ではないか。

②地方公共団体間の連携

○　都道府県や制度所管府省庁には、市町村の事務処理の実態・課題を把握し、助言を行う役割に加え、次の役割が期待されるのではないか。

（ⅰ）都道府県の役割

✓　市町村同士の広域連携に係る利害調整等を行い、必要に応じて都道府県自ら補完・支援を行うなど、都道府県内の事務執行の最適化を図る役割。

（ⅱ）制度所管府省庁の役割

✓　特に広域連携を求める必要性が高い事務について、個別法で広域連携を制度的に担保していく方法を検討する役割。

③国・地方公共団体以外の主体の活用

○　②と同様に、都道府県・制度所管府省庁が、積極的な役割を果たしていくことが必要ではないか。

○　政策企画段階からの官民連携や広域リージョン連携の取組の推進も必要ではないか。

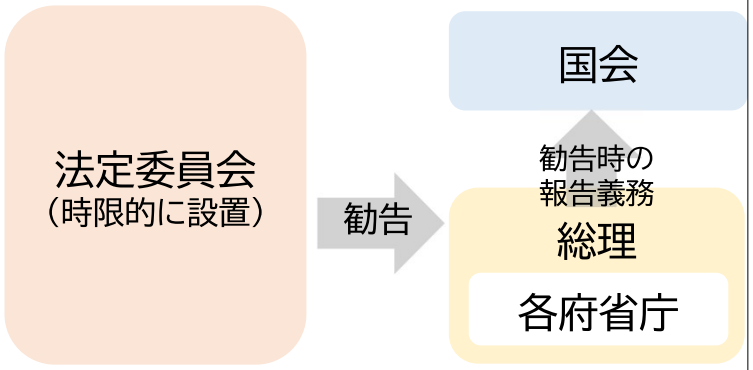
（5）「国・都道府県・市町村間の役割分担」の最適化と地方議会及び住民自治の在り方

○　従来、主に長が直営する事務について、議会の監視や住民監査請求などの手法が用いられてきたが、広域連携や外部化の進展に伴い、従来型の長と議会・住民の関係のみでは実効的に民意を反映し、また監視をすることが困難になったのではないか。

○　今後、より一層広域連携や外部化が進められるとすれば、事務執行の総合マネジメントを担う長が説明責任を果たし、議会や住民が評価・監視することが重要ではないか。

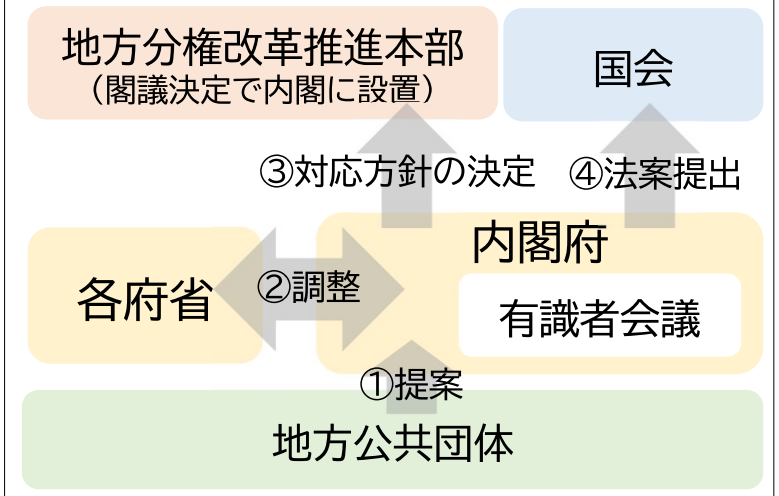
これまでの国・地方における検討の枠組み

2度の分権改革の推進スキーム

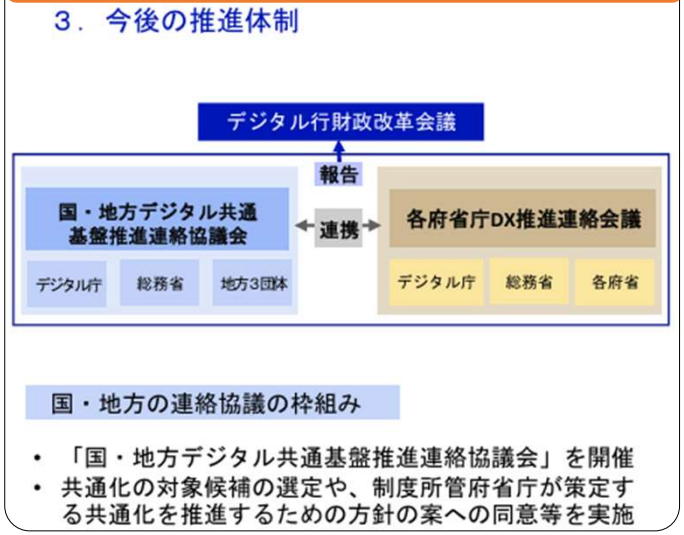


※2000年地方分権改革時には、総理に勧告の尊重義務あり。

「提案募集方式」の実施スキーム



デジタル行財政改革の推進スキーム



地方六団体から国への意見表明の枠組みの変遷

連合組織から内閣及び国会への意見提出制度の創設（平成5年）

地方自治法に長・議長の全国的連合組織が内閣及び国会に意見を申し出又は意見書を提出することができる制度を規定（第263条の3第2項）。

地方公共団体への義務付け等について内閣の回答義務化（平成11年）

地方分権一括法において、地方自治法に以下の規定（第263条の3第3項及び第4項）を追加。
・長・議長の全国的連合組織からの上記の「意見の申し出」に対する内閣の回答努力義務
・当該意見が**地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務づけると認められる国の施策に関するもの**であるときの**内閣の応答義務**

各大臣による事前情報提供制度の創設（平成18年）

地方自治法を改正し、「各大臣の情報の提供のための措置」（いわゆる「事前情報提供制度」）の規定（第263条の3第5項）追加。

国と地方の協議の場に関する法律の制定（平成23年）

上述の制度だけでは地方にとって成果が期し難いことから、進んで、**「国と地方の協議の場」の制度化が地方の側から強く要請**されるようになり、平成23年に国と地方の協議の場に関する法律（平成23年法律第38号）が成立。

国・地方関係の最適化と各地域における担い手の最適化（イメージ）

国・地方関係の最適化

X省

2000年代～

国

国の役割を重点化

地方公共団体

地方は地域における事務を広く担う

新たな考え方

地方共同法人の設立・活用

広域連携

デジタル基盤の提供

国・地方関係の最適化

更なる最適化に向けた提案

各地域における担い手の最適化

A県

A県事務執行最適化パッケージ

	A県	B市	C町	D市	E村
事務a			A県補完・支援		A県補完・支援
事務b		共同BPO実施			
事務c			国・県の事務とするよう意見		
事務d		事務委託を後押し		広域連合組成を後押し	

AX／DXを前提とした新たな発想による事務見直し